

# 農林水産局所管の土木工事に係る 検査等の基本方針について

農林水産局  
(農林整備管理課)

## 1 専任職員による工事検査の実施

- 検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として請負代金額5百万円以上の工事については、検査専任職員である技術指導検査担当参事による工事検査を実施します。

## 2 適正な施工体制の確認

- 中間検査においては、工事内容、施工管理及び安全管理等について重点的に確認を行います。
- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととします。
- 全ての工事を完成し、かつ契約書において義務付けられている工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図等の資料の整備がすべて完了していなければ、完成検査は実施しないこととします。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととします。

## 3 検査の透明性の向上

- 公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表<sup>※)</sup>を行います。

### ※) 公表の内容

農林水産局所管の請負代金額5百万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評定点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行います。